

生徒心得

(全日制)

1 規律に関する事項

(1) 基本姿勢

- 本校生徒としての自覚と誇りを持ち行動する。
- 礼節を重んじ、責任ある行動を心掛ける。
- 団体生活の規律を遵守し、他人を思いやれる行動を心掛ける。

(2) 主な禁止事項

- 考査に関わる不正行為。
- いじめ、いじり、からかい行為。
- 窃盗、暴力、飲酒、喫煙、薬物乱用などの刑法や禁止条例に触れる行為。
- 道路交通法に触れる行為。
- 公営のギャンブル場やパチンコ店などの遊技場への入場。
- 保護者を伴わないゲームセンターやカラオケボックスへの入場。

(3) 携帯電話の使用について

- マナーを守り他人に迷惑をかけないようにし、学校生活に支障をきたすことのないようにする。

(4) 各種届け出

- 生徒集会、校内掲示、放送等は、生徒部長を通して校長の許可を受けなければならない。
- 校外の団体等に所属する場合は、担任を通して学校に届け出なければならない。
- 自動車免許取得は、3年生の2学期以降に別途指示をする。
- 生徒個人の合宿や旅行の際は、保護者の同意の上、担任を通して学校に届け出なければならない。
- アルバイトは別に定める規定に準じて雇用主の確認と保護者同意の上、学校に届け出なければならない。

2 校内における注意事項

(1) 学習活動について

- 正当な理由なく授業を欠席しない。
- 欠席、遅刻の場合は、原則、保護者が担任に連絡する。
- 早退、欠課は事前に担任に届け出る。
- 登校後は、放課後まで許可なく校外に出てはならない。

(2) 校内の活動について

- 公共の建築物、施設、備品等の取り扱いは十分に留意する。
- 校内の清掃美化に留意し、清潔で快適な環境を保つように努める。

(3) 服装規定

- 本校規定の制服を着用すること。
- ピアス、ネックレス等の装飾品および化粧は禁止する。

(4) 頭髪規定

- 社会通念上好ましい髪型とする。

3 通学に関する事項

(1) 交通安全の遵守及び義務

- 被害者、加害者のどちらにもならないように交通ルールを守り、責任ある行動を心掛ける。
- 交通事故に遭遇した場合は、速やかに対応（警察、救急）するとともに学校に報告する。

(2) 自転車通学

- 希望者は「自転車通学届」を提出し、自転車点検を受けなければならない。
- 許可車両には登録番号ステッカーを貼り付けること。
- 運転時はヘルメット着用が望ましい。

付則 この規定は、令和 5年 4月1日から施行する。